

高齢者等の異変を発見

異変の具体例

- 高齢者の身体状況等に関することでは
 - ・本人が支援を求めている。
 - ・極端に痩せてきている。
 - ・言動がおかしい。
 - ・元気がない。
 - ・室内が乱雑になっている。
- 安否に関することでは
 - ・最近、姿を見かけない。
 - ・新聞や郵便物がたまっている。
 - ・洗濯物が干したままになっている。
 - ・カーテンや雨戸の開閉が行われていない。
 - ・電気の点灯・消灯が行われていない。
 - ・異臭がする。
- 金融機関や商店では
 - ・通帳をなくしたと何度も来る。
 - ・必要以上に同じものを買っている。
 - ・支払いやおつりの計算ができない。
- 消費者被害に関することでは
 - ・見慣れない人が出入りしている。
 - ・家に取り寄せた荷物が積んである。
- その他
 - ・高齢者をどなる声が聞こえる。
 - ・道に迷っている様子がみられる。



緊急

市や地域包括支援センターに連絡

警察・消防・救急に通報



連絡を受けた地域包括支援センター等が状況を把握し、
高齢者の状態に応じた支援や関係機関との調整等を実施



ネットワークチームによる支援、見守り等の継続

連絡先

○稲城市役所 高齢福祉課 地域支援係
042-378-2111(内線227・228)

○地域包括支援センター

※担当地域の地域包括支援センターへ連絡してください。

担当地域	包括名	電話番号
坂浜・平尾	地域包括支援センター ひらお	042-331-6088
押立・矢野口	地域包括支援センター やのくち	042-370-2202
大丸・東長沼・百村	地域包括支援センター エレガントもむら	042-379-5500
向陽台・長峰・若葉台	地域包括支援センター こうようだい	042-370-0040